

箱根町子育て世代包括支援センターをご利用ください

ママ・パパサポート事業

妊娠・出産・育児の切れ目のない支援で子育てを応援します

これまで子育て支援事業として、妊娠を望んだときから子育て期にわたるまで、子育て家庭を応援するママサポート事業や、子どもの発達や母子の健康、子ども自身の悩みなどの相談を受ける「こども家庭相談」や「幼児学園・保育園の運営」、「放課後児童クラブの運営」、「小児医療費の助成」など、さまざまな取組を行ってきました。

この取り組みをさらに強化すべく、4月から新たに全児童と家庭に対して広く支援調整・情報提示をする機関として、子育て支援課内に「箱根町子育て世代包括支援センター」を開設しました。

センター内には支援を要する家庭に対応する機関として「子ども家庭総合支援拠点」を併設しています。

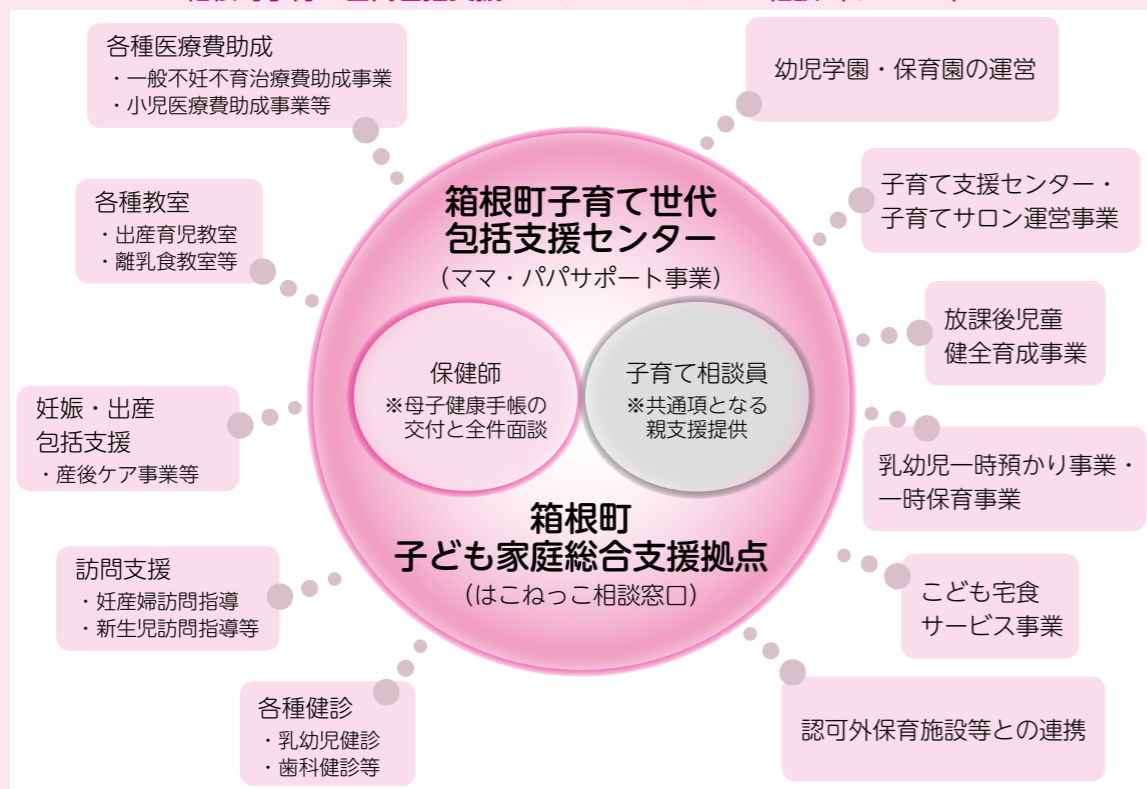
また、親だけでなく子ども自らが相談ができることを知ってもらえるよう「子ども相談窓口」の名称を「はこねっこ相談窓口」に改めました。

妊娠前から子育て期まで、からだやこころのこと、育児・生活、そしてお子さんのからだやこころのことまで、気になることについて、どなたでも気軽に相談してください。

子育てが楽しく充実した期間になるよう、また、子ども達が箱根で育って良かったと感じられるように、保健師、助産師、保育士、管理栄養士、社会福祉士ほか、様々な専門職が、お子さんの健やかな成長と生活を見守るサポートをしていきます。

照会先 子育て支援課 ☎85-9595

箱根町子育て世代包括支援センターとはこねっこ相談 (イメージ)



国民健康保険の 減免制度

国民健康保険では、震災や風水害といった災害で被災した場合や、失業などにより所得が前年に比べて著しく減少した場合に、保険料の軽減・減免および医療機関などの窓口で支払う一部負担金の支払いを猶予または減免する制度があります。

【非自発的失業者に係る保険料の軽減措置】

非自発的失業（離職）により国民健康保険に加入する方の保険料を、失業（離職）から一定期間、前年の給与所得を100分の30として算定し、賦課します。

※給与所得以外や、同じ世帯に属する他の被保険者の所得は、通常どおり算定されます。なお、確定申告などをされていない方で、所得が確定していない方は軽減となりません。

対象 次の全ての要件を満たしている方

◎離職時点で65歳未満であること（離職日が65歳を迎える誕生日の前々日まで）

◎雇用保険受給資格者証を持つており、特定受給資格者（離職理由コード11・12・21・22・31・32）または特定理由離職者（離職理由コード23・33・34）に該当していること。

軽減期間 離職日の翌日の属する月から、離職日の翌日の属する年度の翌年度末、または国民健康保険の資格喪失までの期間

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※会社の健康保険への加入などにより、国民健康保険を脱退すると終了します。ただし、当初の失業軽減から2年以内であれば、国民健康保険脱退後に再加入する場合は、再び軽減の対象となる場合があります。

申請方法 雇用保険受給資格者証を持参し、申請してください。

申請・照会先 保険健康課 ☎8519564

国民年金保険料学生納付特例制度の案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象 学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限一年以上である課程）に在学する学生等で、本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であること

所得の目安 118万円＋（扶養親族等の数×38万円）
学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月初めに再申請の用紙が届きます。

引き続き、学生納付特例制度の申請を希望の場合は、必要事項を記入の上、返送してください。

国民年金保険料学生納付特例の申請について

学生納付特例制度により、平成30年度に保険料納付を猶予されていて、平成31年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入して返送いただくことができます。（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です）

なお、平成31年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望の場合は、納付書を作成して送付します。

詳細は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。



はり・きゅう・マッサージ サービス券の交付について

健康増進のため70歳以上の方に、はり・きゅう・マッサージサービス券を交付します。

町が委託する治療院または医療機関で利用できます。

利用できる治療院などの一覧は、サービス券交付時に同封します。

対象者 2020年3月31日までに70歳以上になる方

交付枚数 年間一人3枚

有効期限 2020年3月31日

町助成額 1枚につき1,500円（医療機関は1,620円）

申込方法 直接または電話、郵便により申し込んでください。

申込・照会先 〒25010398 箱根町湯本256福祉課 ☎8517790



「食育サポートメイト(仮称) 養成講座」受講者募集

「食」を中心とした健康づくりについて、仲間と一緒に楽しく学びませんか。この講座は、学習したことを、家族や知人、地域へと広げて、仲間と共に活動する食育サポートメイトを養成するものです。

受講期間 5月～11月（全8回）

場所 小田原保健福祉事務所（小田原市荻窪35011）

他 内容 食生活改善や食育、運動などに関する講義および実習

対象 町内在住で継続的に受講できる方

定員 3人（申込順）

※一市三町、合同で行います。

受講料 2,000円（教材費）

修了証書 7回以上出席した方に交付します

申込期間 4月12日（金）までに直接または電話で申し込んでください。

申込・照会先 さくら館 ☎8510800